

[事案 2019-157] 新契約無効請求

・令和2年4月8日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

信託銀行を募集代理店として、平成29年3月に契約した外貨建年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人からクーリング・オフの説明を受けなかったため、クーリング・オフを行使する機会を失った。
- (2)保険会社は、クーリング・オフについて説明したことをチェックするシートを備えておらず、募集人が説明義務を怠る事態を招いた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人はクーリング・オフの説明を行っている。
- (2)クーリング・オフについてのチェックシートを作成する法的義務はなく、体制に不備があるとはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足および保険会社の体制の不備は認められないが、募集代理店において、高齢者と契約する際の家族への説明や複数回募集を促すような運用が適切になされたかについては疑問が残るため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。